

茂原市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日時 平成29年5月9日(火) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 25名
 - 1番 北田 茂
 - 2番 日吉利 一
 - 3番 井上 幹男
 - 4番 高山 多聞
 - 5番 湯浅 公夫
 - 6番 風戸 茂樹
 - 7番 蕨 直邦
 - 9番 杉浦 文子
 - 10番 光橋 正人
 - 11番 中田 文昭
 - 12番 渡邊 滋樹
 - 13番 高橋 英二
 - 15番 浦島 京子
 - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
 - 17番 佐藤 栄作
 - 18番 三橋 弘明
 - 19番 古山 光雄
 - 20番 熊切 秀雄
 - 21番 加藤 古志郎 (会長)
 - 22番 大塚 優
 - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
 - 24番 鵜澤 和行
 - 25番 丸島 正昭
 - 26番 麻生 重和
 - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 2名
 - 8番 秋山 芳廣
 - 14番 秋葉 仁喜
- 5 事務局職員 6名
 - 事務局長 吉田 茂則
 - 局長補佐 平野 孝幸
 - 係長 東條 成男
 - 係長 鵜澤 史樹
 - 副主査 松澤 絵美
 - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について 17件
 - ・適格者証明及び農地法施行規則第10条第1項第1号による単独申請について 1件
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について 2件
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について 16件
 - ・適格者証明及び農地法施行規則第57条2第1項による単独申請について 1件

7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

軽微な農地改良の届出について

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について

その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第4回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が17件、適格者証明及び農地法施行規則第10条第1項第1号による単独申請が1件、4条申請が2件、5条申請が16件、適格者証明及び農地法施行規則第57条2第1項による単独申請が1件、5条の規定による計画変更申請が3件の合計40件となっております。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、2日に第2小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、秋山委員、秋葉委員より、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。(議長一任の声)
議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は24番鶴澤委員と25番丸島委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局をお願いします。それでは農地法第3条の許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。
はじめに1号議案から6号議案です。これらの議案は、権利者が同一でありますので、併せてご説明します。申請地は、高田字沖前地先外15筆、田 3,214 m²、畑4,658 m²の合計7,872 m²に使用貸借権の設定をしようとする申請です。借人はすべて★★さん、貸人は高田の★★さん外5人です。
申請理由としましては、借人については、農業経営規模の拡大、貸人については高齢により耕作できないためなどです。栽培する作物はお手元の資料のとおり計画しております。また、生産物の出荷先は、★★さん、★★さんの農産物直売所となっております。
次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有については、軽トラック1台・耕運機3台・トラクター3台を保有しております。労働力については、常時雇用6人、臨時雇用3人、合計9人体制の計画となっております。農作業常時従事要件については、延べ1950日、一人当たり200日以上従事する計画となっております。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業が行われるものと思われ
ます。
なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。
つづきまして7号議案です。申請地は粟生野字上村地先、田3,072 m²に係る共有持分を親子間で贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は六ツ野の★★さん、譲渡人は父親の★★さんです。申請理由としましては、譲受人につきましては父親から

贈与を受けて農業経営を行うため、平成11年7月22日に第3条許可となりましたが、当時の申請内容に錯誤があり、譲渡人の所有権が残ったままであるため、残りの持分を移転しようとするものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、基幹作業については委託しており、日常の管理については申請者自身が人力で行っているとのことで、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で550日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして8号議案です。申請地は本納字田中下地先外20筆、田15,486㎡、畑10,961㎡の合計26,447㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請です。申請人は、借人は法目の★★さん、貸人は父親の★★さんです。

申請理由としましては、貸人につきましては農業者年金の受給のため後継者に使用貸借権を設定するものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は600日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして9号議案です。申請地は高田字甲沼地先、田1,769㎡、畑605㎡の合計2,374㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請です。申請人は、借人は高田の★★さん、貸人は母親の★★さんです。

申請理由としましては、貸人につきましては農業者年金の受給継続のため後継者に使用貸借権を設定するものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして10号議案です。申請地は高田字野際地先、畑571㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請です。申請人は、借人は高田の★★さん、貸人は父親の★★さんです。

申請理由としましては、貸人につきましては農業者年金の受給継続のため後継者に使用貸借権を設定するものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして11号議案です。申請地は法目字坪池地先、畑137㎡に使用貸借権の設定をしようとする申請です。申請人は、借人は法目の★★さん、貸人は父親の★★さん

んです。

申請理由としましては、貸人につきましては農業者年金の受給継続のため後継者に使用貸借権を設定するものです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は151日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして12号議案です。申請地は上太田字下山田地先外3筆、田3,933㎡を売買しようとする申請です。買受人は上太田の★★さん、売渡人は上太田の★★さん、★★さんです。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては経営規模縮小のためとのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で360日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして13号議案です。申請地は箕輪字逆松地先、田552㎡を売買しようとする申請です。買受人は箕輪の★★さん、売渡人は箕輪の★★さんです。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のためとのことです。売渡人につきましては農業経営規模の縮小のためとのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして14号議案です。申請地は、上永吉字馬場前地先外4筆、田56.65㎡、畑106.28㎡の合計162.93㎡を贈与しようとする申請です。申請人は、譲受人は下永吉の★★さん、譲渡人は習志野市の★★さんです。申請理由としましては、譲受人につきましては農業経営規模の拡大のためとのことです。譲渡人につきましては農業経営規模の縮小のためとのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして15号議案及び16号議案です。こちらは権利者が同一でありますので、併せてご説明します。申請地は押日字林地先外5筆、田2,946㎡、畑1,374㎡の合計4,320㎡に賃貸借権を設定しようとする申請です。賃借人は中の島町の★★さん、賃貸人は15号議案にあつては押日の★★さん、16号議案にあつては長南町の★★さんです。申請理由としましては、賃借人につきましては近隣に自己所有の耕作地があり農業経営規模拡大のためとのことです。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、柿・桃・梅を作付する計画とのことです。機械の保有については耕運機、草刈機、軽トラックを所有とのこと。労働力は★★さんお一人で従事します。技術については既に自作地で栽培をしているとのこと。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は200日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、取得後において50アールに達するものです。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われる。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして17号議案です。申請地は庄吉字四百目地先、畑 218 m²を売買しようとする申請です。買受人は庄吉の★★さん、売渡人は千葉市の★★さんです。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のためとのこと。

次に3条許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われます。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

3条議案についての説明は以上となります。

会長

説明が終わりました。小委員会の審議内容の報告をお願いします。

第2

小委員長

それでは、第2小委員会の審議の結果をご報告させていただきます。

まず、1号案件から6号まででございます。申請者が同一という所と申請地が高田ということで通して審議いたしました。なお、本申請者は高田で★★を営んでいる事業者であります。審議の内容については複数の委員から今の★★のプラントの営農の状況を見た場合に、さらに農地を拡大して申請にあるような野菜ものを作っていくということでもありますけれども、★★の営農状況を見れば、これ以上認めるということとはなかなか難しいのではないかとということで1号から6号についての案件につきましては、第2小委員会では不許可という結論に至っております。加えて、小委員会では本総会において、さらに多くの委員よりご意見をということもございました。1号から6号については以上でございます。

7号から17号議案に関しましては、許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次審議いたします。まず、1号から6号高田の案件であります。これは小委員会の報告にございました申請者は高田地区で現在、★★を実施している★★でございます。この案件については皆さんにご意見をお伺いしたいのですが、今の★★についての農業委員会の昨年の指導とまた、この点については追加分の★★については当委員会も県も最終的にこれは不許可であるという結論を出している。それを踏まえて小委員会では不許可ということの判断ですがこれについても意見を伺いたい。

現調委員として参加した★★委員いかがですか？

★★委員

これにつきましては、最初に高田の今現在やっております★★のところに行って、そこには4月から千葉市の★★さんが今度入って農業を指導するということでした。ところが★★下をはじめ、ほとんどの所がまだ空いている状態でとてもこれがふさがるような状況ではないと思われます。まして追加分で出された今回の申請地分もはたしてそれが耕作出来るのかという問題がありまして、これにつきましてはこの人数でしかも★★の下が空いているそういう状況では出来ないと思われますのでこれにつき

ましては不許可が相当だと思っております。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今までの仕事の内容からして、今現在でもきちんと作物が作れていないわけですよ。またさらに規模拡大してやるということには応じられない。まだ★★がやらなくてはならないという姿勢が見られないので許可することにはならないと思います。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 今回の申請地に行ってみるときれいにしてあります。でも小委員会がある・総会があるとすると圃場で作業をしており、今日も草刈りをされておりましたが、作物という作物は作っていません。

 地元の人達が貸したいという気持ちはわかるんですけど、今のままでは賛成しかねます。本当は地元だからもう少し応援したいのですが申請者をずっと見ていますと一度許可が出せばもう問題がないというのが今まででしたので、そのような気持ちがあるのではないかと疑ってしまいます。

 本当にこの申請の土地所有者は、出来ない人、歳をとっている人達ですから貸したいという気持ちはわかるんです。

会長 現調委員や地元委員の意見を伺ったのですが、他にご意見ございますか。

★★委員 私も昨日、現場の確認に伺いました。また昨夜、申請者より写真が届けられて説明をしてもらったのですが圃場を望む生活道路について周辺を全部草刈りを行ったとのことであります。また、★★下も機械が入れるところは約3分の2はやっているということでした。あとそら豆の試験中とかまたミョウガ畑については枯葉を敷き詰め株分けし400株にしてこれも芽が出てきたということでした。

 小松菜の面積については、★★下であってもずっと影ではないのでそれ程大差がないくらいに出来るということで30日以後に収穫時期を迎えるということであり、今後は年4回計画しているということでもあります。このことから言っても多少とも今回動きがあったのではなかったかと、また耕作する責任者が若手の★★さんという千葉市に住んでいる人がこれまでの人とは変わって指揮をとってしっかり望むということで少し前進して許可の判定ができる形と思われるので検討して頂けるようお願いいたします。

会長 そのような言い分だということですね。他にご意見ございますか。

★★委員 私もたまに圃場に寄るのですが、天候が良くてもそこで農作業をしているという状況はあまり見当たらないんですよ。そういうことを見ると新しく使用貸借で借りたとしても果たしてきちんと耕作が出来るのかどうか疑問であります。

 ★★の圃場をきちんとやった上で我々はこのようにやっているんだよというような姿勢を見せた上で新しい土地の権利を取得してやるのが本来ではないかと思えます。

★★委員 貸人の方は、高齢者や遠方の方で、現状とすれば耕作放棄地に近い形なのかなと思いますけども今回★★委員の言った通りきれいにしているという現状のなかでこのまま不許可ということになれば耕作放棄地になってしまうという可能性もある訳ですから私としては1年や2年という条件を付けたら良いのではないかと思います。

会長 いま議論になっているのは、★★の営農状態がきちんとしているかどうかで問題で

あり、★★はすでに就農しているわけです。それと前回この地域で★★を追加で申請した分については、茂原市農業委員会も千葉県もこれは不許可と。要するに営農に問題があるという判断をしてある。だから今出ている問題は前回もした覚えがあるがその上での小委員会での議論の結論ですので、総会ですから色々意見を出していただいて、最終的には結論を出しますけれども。ほかにご意見ありますか。

★★委員 事務局に確認なのですが、この★★の従業員が常時6名、臨時3名という説明を頂いたと思いますが、これは今現在そのようにしているということなのかそれともこれから整えるということなのか。

事務局 もうすでに臨時雇用も含めまして9人体制になっているということです。

★★委員 だとすれば、普段現場へ行くと働いている人はいないかもしくは1人ということがよくありますので今そのような体制にはないと思われます。
私自身の意見ですが説明が実態と大きく乖離しているところがこの申請人の特徴の一つであります。まずは今の★★の圃場を以前の説明通り耕作しその上でやればいい。

★★委員 一番のポイントは高田のあの場所を適切に耕作していないというのが結論であります。小委員会会長報告があったように不許可ということが適正ではないかと思えます。

会長 要は★★が本当に就農の実績を積むということ、これが全てであり誰が見ても就農しているということになればこの案件であっても茂原市農業委員会としては許可ということになります。★★での営農をきちんとすることという指導内容も踏まえて小委員会の報告通り不許可ということはどうですか。
(異議なしの声)

会長 次に7号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 親子間の贈与でありますので委員長報告通り許可でお願いします。

会長 それでは7号議案については許可ということよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
7号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に8号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 親子であり、同一世帯で農業を営んでおりますので許可でお願いします。

会長 それでは8号議案については許可ということよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
8号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に9号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 農業者年金関係でありますし、借人の★★も農業をやられているので許可でお願いします。

会長 それでは9号議案については許可ということよろしいでしょうか。
(異議なしの声)

9号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に10号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 農業者年金関係でありますし、許可でお願いします。

会長 それでは10号議案については許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声)
10号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に11号議案であります。★★委員いかがですか。

★★委員 農業者年金関係でありますし、許可でお願いします。

会長 それでは11号議案については許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声)
11号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に12号議案であります。現調された★★委員いかがですか。

★★委員 この案件に関しては、以前も申請が出されたところではありますが、きちんとやってみらえるなら良いかと思えます。また、同じ上太田の住民なので許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 地元農業委員とすると地元の人に管理・耕作して頂けるということなので。★★さんは、田については地域の担い手と共同で栽培していますし、畑については、★★さんは長生村において直売所を運営しておりまた役場とも様々なイベントをやっているもので許可でお願いします。

会長 それでは12号議案については許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声)
12号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に13号議案であります。現調された★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいと思えます。

★★委員 現在不耕作地なんですよ。経営規模拡大するということなので許可でよろしいかと思えます。

会長 それでは13号議案については許可ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声)
13号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に14号議案であります。現調された★★委員いかがですか。

★★委員 習志野市の方が下永吉の人に贈与ということなので、また譲受人の住所地に近いため贈与は適当と思われるので許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でお願いします。

会長 それでは14号議案については許可ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
14号議案については許可ということに決定いたします。

会長 15号・16号議案であります。一体計画なので一括して審議します。
現調された★★委員いかがですか。

★★委員 三角の土地であり、耕作がしづらいだろうけど柿をやるということであれば許可で
お願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 申請地が綺麗になり、使ってくれる人がいるのであれば許可でよろしいかと思いま
す。

会長 それでは15・16号議案については許可ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
15・16号議案については許可ということに決定いたします。

会長 次に17号議案であります。現調された★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 買受人は一生懸命農業を営んでいるので許可でお願いします。

会長 それでは17号議案については許可ということでよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
17号議案については許可ということに決定いたします。

会長 続きまして、議案第18号適格者証明及び農地法施行規則第10条第1項第1号に
よる単独申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第18号「適格者証明及び農地法施行規則第10条第1項第1号によ
る単独申請について」(3条競売)について説明いたします。
本申請は、申請人が競売により農地を取得するにあたり、買受適格者の証明を受け、
同時に売却決定がなされた後、3条許可申請がされた場合における許可・不許可の意
見決定を予め示しておこうとするものです。申請地は下永吉字西片前外5筆、現況畑
2,131㎡です。申請人は夷隅郡大多喜町の★★さんです。申請理由としましては、★★
さんは現在、さつま芋、枝豆の栽培を行っており、規模拡大のため申請地を取得した
いとのことです。
次に3条許可基準ですが、大多喜町農業委員会より農業経営の実態証明が提出され
ており、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問

題ないものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で280日となっており、必要な農作業に常時従事していると認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をされると思われます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長 事務局の説明が終わりました。現調している★★委員いかがですか。

★★委員 細長い土地であって非常に使いづらいかと思いますが、競売のための適格者証明なので許可でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 許可でよろしいかと思えます。

会長 それでは18号議案については許可ということよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
18号議案については許可ということに決定いたします。

会長 法第4条の規定による許可申請についてです。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
はじめに19号議案であります。申請地は法目字五反田地先外2筆、田99㎡、畑700㎡の合計799㎡であります。本納の★★さんが貸駐車場用地とする申請です。申請理由としましては、隣接地に工場を所有している★★より職員・来客用の駐車場が不足しているため駐車場として利用したいとの要望があったためとのことであります。計画としましては、整地・砂利敷きを行い駐車場26台分とする計画です。排水は雨水のみで敷地内浸透です。隣接は1名より同意を得ております。他法令の申請はありません。また、現地は既に碎石がしかれている状態のため始末書が提出されております。
次に許可基準であります。立地基準については、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

続きまして20号議案です。申請地は早野字仲畑地先外2筆、田1259の内101.17㎡、畑833㎡の合計934.17㎡であります。早野の★★さんが長屋住宅用地とする申請です。申請理由としましては、申請地は市街地に近接しており、自身が所有の土地のなかでも立地・規模等最適と考えた為とのことであります。建物としましては、木造・2階建て・長屋住宅・建築面積237.92㎡が1棟と駐車場15台分であります。排水は北側公共下水に放流する計画であります。隣接同意が必要な農地、並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、申請地は第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地ですが、第1種例外として、農地法施行規則第33条第4号の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあてはまり、例外的に許可できる農地であります。一般基準については、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の報告をお願いいたします。

第2
小委員長 委員会での審議の結果、19号議案、20号議案許可相当という結論に至っております。

会長 それでは順次審議します。はじめに19号議案であります。現地調査しております。
★★委員いかがですか。

★★委員 これはすでに整備されており、始末書も提出されておりますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 この案件については、既に現場が駐車場として整備されており、利用意向調査で見つけたものであります。従前は植木畑を放置したためにジャングル化してとても畑には戻りそうもない状況であったものが現在の状況に変わっていたものであります。客観的にみて★★が必要としているものなので許可相当でお願いいたします。

会長 他にご意見ございますか。(異議なしの声) それでは19号議案は小委員会の報告どおり許可相当と決定させていただきます。
次に20号議案であります。これも現地調査しております。★★委員いかがですか。

★★委員 ここについては、周辺地域が住宅街となっておりますので、許可相当でお願いします。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 周辺地域はもう住宅街となっておりまた周辺農地に影響はないと思えますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは20号議案については小委員会の報告どおり許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 20号議案については、許可相当ということに決定いたします。

会長 次に、農地法第5条の規定による許可申請に移りますが、ここで22号議案についてまず始めに審議をしたいと思えます。事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法5条に関する申請について説明させていただきます。

申請地は法目字南沼地先、畑2559の内2059㎡であります。★★が法目の★★さんより土地を借り受けて農産物直売所とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は現在の店舗に隣接しており、搬入元である農家や、来客者に引き続き利用しやすい環境にある為、また、土地所有者が★★の理事で事業に関する交渉がしやすいためとのことであります。計画としましては、農産物直売所・建築面積503.46㎡と駐車スペースが70台分あります。排水は汚水に関しては合併浄化槽を設置し、雨水に関しては集水枡を設置し北側排水路に放流する計画であります。また、排水に関して本納水利組合・両総土地改良区・赤目川土地改良区とそれぞれ協議中となっております。隣接は1名より同意を得ております。他法令については市・都市計画課に対して宅地開発事前協議申請が明日、提出される予定です。

次に許可基準であります。立地基準については、申請地は用途地域内にあります。

ので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準については、申請目的実現の可能性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。以上であります。

会長

説明が終わりました。それでは、小委員会の報告をお願いします。

第2
小委員長

22号の案件であります。小委員会では許可相当という結論に至っております。

会長

ここで★★より事業の説明をお願いします。

★★職員

事業説明あり。

会長

この案件については、小委員会の報告通り許可相当ということでよろしいでしょうか。(異議なしの声) 22号議案については、許可相当ということに決定いたします。

会長

次に、23号以降の農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

続きまして23号議案です。申請地は高師字直道地先、畑221㎡であります。高師の★★さんが埼玉県★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては、申請人は現在アパート住まいであり、手狭になったため、生活環境の整った申請地に住宅を建築したいためとのこととあります。計画としましては、木造・二階建て・建築面積68.3㎡であります。排水は、北側公共下水に接続する計画です。隣接同意が必要な農地・並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては、申請地は用途地域内です。第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして24号議案です。申請地は、茂原西地先、畑264㎡であります。茂原の★★さんが茂原の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地は通勤・買い物等に便利な住宅街に位置しており、親戚・家族の家にも近いこととあります。計画としましては、木造・二階建て・建築面積61.69㎡であります。排水は、南側公共下水に接続する計画です。隣接同意が必要な農地、並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内です。第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして25号議案です。申請地は早野新田字長者ヶ台地先、畑564㎡と一体利用する宅地が97.49㎡であります。千葉市の★★が早野新田の★★さんから土地を買って駐車場用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地は既存店舗の隣接地であり、来客用、展示用、整備車両用、及び従業員用駐車場が不足している状態のためとのこととあります。計画としましては砂利敷き、整地を行い、駐車スペース22台分とする計画です。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。隣接同意が必要な農地、並びに他法令の申請はありません。

次に許可基準ですが、立地基準については、申請地は用途地域内です。第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につい

ては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をしております。

続きまして26号議案、及び27号議案です。こちらの申請は賃借人が同一となるため一括して説明します。申請地は、箕輪字堀口地先外1筆、田んぼ1289㎡であります。一宮町の★★さんが千葉市の★★さん外1名から賃貸借権の設定により土地を借り受けて資材置場用地とする申請です。

申請理由としましては、申請者は以前より茂原市・長柄町周辺での設備工事を予定しておりましたが、現在睦沢町に所有している資材置き場では手狭になってしまったため、周辺地域の工事の際に利便性の高い当申請地を資材置き場として利用したいためとのことであります。計画としましては、埋め立てを行い、外部者の侵入を防ぐため周囲をトラロープで囲む計画となっております。排水は雨水のみで南側の転用済みの資材置き場の集水枡を経由して東側道路側溝に放流する計画となっております、雨水排水計画について5月1日付けで市土木管理課と協議済みです。隣接は1名から同意を得ております。また、埋め立てに関して平成29年4月20日付けで市環境保全課に対して特定事業許可申請がなされております。

なお、小委員会で指摘のありました農振除外決定時の附帯事項について事務局で確認を取ったところ、農政課からの決定書に附帯事項等の記載はありませんでした。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして28号議案です。申請地は東茂原字大正地先外3筆、畑441㎡と一体で利用する農地以外の土地が169.37㎡であります。東部台二丁目の★★さんが東茂原の★★さん外1名より土地を買い受けて建売分譲(2棟)用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地は小学校、スーパー、医院などに近く、生活立地が良く子育て世代の顧客層や高齢者の顧客層にも良質の物件提供ができるためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・建売住宅・建築面積63㎡が2棟となっております。排水は合併浄化槽を設け、西側市道側溝に接続する計画となっております、排水計画については市・土木建設課と協議済とのことです。隣接は1名より同意を得ております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして29号議案、及び計画変更の39号議案です。一体計画となりますので一括して説明します。申請地は新規取得の5条部分については木崎字川田地先外1筆、田391㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業9街区地先外1筆、面積223㎡。計画変更部分につきましては木崎字川田地先外5筆、田1395㎡、仮換地地番大芝土地区画整理事業9街区地先外2筆、面積723㎡で新規取得部分の面積と合わせて合計946㎡であります。申請人は買受人が緑ヶ丘1丁目の★★さん、売渡人が東部台二丁目の★★さんであります。

こちらの申請は平成29年1月26日付け、事務所及び駐車場用地として許可を受けた案件ですが、来客者用および従業員用駐車場が当初計画で予定していた13台分では不足してしまうことが許可後にわかったため、新規に隣接地を転用し、9台分の駐車スペースを増設、及びそれに伴い許可済みの駐車場部分の区画の変更を行うものであります。計画としましては、事務所181㎡が1棟、車庫・駐車場が22台分であります。排水は西側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地

並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして30号議案です。申請地は大芝字小張地先、田75㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合26街区地先、面積41㎡と一体利用する農地以外の土地1146㎡の合計1187㎡であります。九十九里町の★★さんが大芝の★★さんから土地を買い受けて長屋住宅用地とする申請であります。申請理由としましては、申請地は区画整理地内でライフラインが整備済みであり、長屋住宅の建設に適しているためとのことであります。建物としましては、木造・2階建て・長屋住宅・建築面積226.39㎡が1棟であります。排水は南側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、31号議案です。申請地は早野字神代地先外2筆、畑990㎡であります。東京都の★★さんが八千代一丁目の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請であります。申請理由としましては、日当たりが良く太陽光発電事業用地として環境がよいためとのことであります。計画としましては、太陽光パネル288枚であります。1枚のパネルの大きさは165センチ×99センチで、パネルの集合体を3カ所設置する計画であります。隣接は3名より同意を得ております。他法令の申請はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。また、★★に対して当事業説明を4月7日に行い、承諾を得ております。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、32号議案です。申請地は、長尾字沖田地先、田481㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先、面積331㎡であります。市原市の★★さんが腰当の★★さんより土地を買受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては茂原市内で生活環境、敷地面積、予算等の諸条件を考慮して居住地を探していたところ、申請地は区画整理事業地内で希望した条件にあったためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積70㎡とガレージ建築面積27.17㎡が1棟であります。排水は南側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、33号議案です。申請地は、長尾字沖田地先、田266㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先、面積203㎡であります。鷲巢の★★さんが茂原の★★さんより土地を買受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては、買い受け人は現在アパート住まいで手狭になったため、とのことであります。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積63.76㎡であ

ります。排水は南側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、34号議案です。申請地は、長尾字沖田地先、田 265㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業11-2街区地先、面積203㎡であります。長柄町の★★さんが茂原の★★さんより土地を買受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては申請地は新茂原駅にも近く、大型スーパー等商業施設にも近く住環境がよいためとのことであります。計画としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積63.76㎡であります。排水は南側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして、35号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先外2筆、田 513㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業15街区地先、面積369㎡であります。大網白里市の★★さんが東京都の★★さん外1名より土地を買受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては茂原市内で生活環境、敷地面積、予算等の諸条件を考慮して居住地を探していたところ、申請地は区画整理事業地内で住環境が良く、希望した条件にあっていたためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積74.52㎡が1棟とカーポート32.29㎡であります。排水は北側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして36号議案です。申請地は、長尾字立ヶ腰地先外1筆、田 528㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業16街区地先、面積291㎡であります。大網白里市の★★さんが長尾の★★さんより土地を買受けて専用住宅用地とする申請です。申請理由としましては茂原市内で生活環境、敷地面積、予算等の諸条件を考慮して居住地を探していたところ、申請地は区画整理事業地内で住環境が良く、希望した条件にあっていたためとのことであります。計画としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積87.98㎡であります。排水は北側公共下水道に接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でありますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、資金計画に関して自己資金部分の残高証明について現在買受人側で発行の手続き中とのことです。周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。なお、5月8日に申請代理人より連絡がありまして、不足書類の残高証明が今回の総会に間に合わないため今月に関しては保留として欲しい、との申し出がありました。

続きまして、37号議案です。申請地は長尾字御所前地先外3筆、田 1782㎡

と一体で利用する山林が247㎡であります。町保の★★さんが長尾の★★さんより農地を買受けて太陽光発電システム用地とする申請であります。土地選定理由としましては、申請地は太陽光を遮るものがなく日照条件が良いためとのことであります。計画としましては、太陽光パネル352枚であります。1枚のパネルの大きさは165センチ×99センチで、パネルの集合体を8カ所設置する計画であります。排水は雨水のみで敷地内浸透となっております。隣接農地の所有者は4名より同意を得ております。また、両総土地改良区より意見書が提出されており、転用に関する同意がなされております。また、自治会への説明については★★に説明をおこなったところ、地元農家組合からの同意があれば問題無いとのことだったため、★★に説明を行い転用、及び雨水排水に関する同意書が4月18日付けで提出されております。他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

- 会長 事務局の説明が終わりました。23号議案以降の小委員会の報告をお願いします。
- 第2小委員長 23号議案から37号議案の案件であります。小委員会では許可相当という結論に至っております。
- 会長 報告が終わりました。順次審議したいと思います。
まず、23号議案についてであります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 これは街中でしかも用途地域内であり下水道も整備されておりますので許可相当でよろしいかと思えます。
- 会長 23号議案については、許可相当ということによろしいでしょうか。
(異議なしの声) それでは許可相当ということに決定します。
次は24号議案についてであります。小委員会の報告のとおり許可相当でよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは許可相当ということに決定します。
続きまして、25号議案についてであります。これは現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 第3種農地でありまた用途地域でありますので許可相当でよろしいかと思えます。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいかと思えます。
- 会長 それでは、25号議案については小委員会の報告通り許可相当でよろしいでしょうか(異議なしの声) それでは許可相当ということに決定します。
- 会長 続けて、26号・27号議案についてであります。これは現調しております。
★★委員いかがですか。
- ★★委員 これにつきましては、既に南側を許可しておりますので許可相当でよろしいかと思えます。

- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 許可相当でよろしいかと思ひます。
- ★★委員 今後はこの土地の南側についてであり、集団性を帯びているので仮に今後申請が出てきた場合には慎重に審議していかなければならない。
- 会長 それでは、議案第26・27号については小委員会の報告通り許可相当でよろしいでしょうか（異議なしの声）それでは許可相当ということに決定します。
続きまして、28号議案であります。これも現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ここは、ほとんどが住宅街でありますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 周りも全部住宅地でありますから許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 28号議案は許可相当でよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは許可相当ということに決定します。
次に29号・30号議案であります。これも小委員会の報告通り許可相当ということでもよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは許可相当ということで決定します。
続きまして、31号議案であります。これは現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 ここは平坦地であり、草が生えておりましたが太陽光発電をやることにより土地を管理してもらえらると思ひます。また、第3種農地・用途地域でもあるので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 それでは、31号議案についても許可相当でよろしいでしょうか（異議なしの声）許可相当ということで決定いたします。
続きまして32・33・34・35号議案であります。小委員会では許可相当ということではありますが★★委員いかがですか。
- ★★委員 これは土地区画整理事業の一環でありますので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 32号議案から35号議案についてはいずれも許可相当でよろしいでしょうか。（異議なしの声）それでは許可相当ということに決定します。
続きまして37号議案であります。現調しております。★★委員いかがですか。
- ★★委員 きちんと管理して頂けるなら許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 ★★委員いかがですか。
- ★★委員 ここは木が繁茂しており、近隣の住宅がかなり暗くなっているのをここを開発してくれれば明るくなると思われまふし、きれいになると思われまふので許可相当でよろしいかと思ひます。
- 会長 第37号議案、小委員会の報告通り許可相当でよろしいでしょうか。（異議なしの

声)

それでは許可相当ということで決定いたします。

次に第38号議案であります。適格者証明及び農地法施行規則第57条2第1項による単独申請について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第38号、適格者証明及び農地法施行規則第57条2第1項による単独申請についてご説明いたします。本件は東京国税局による公売であります。申請地は新小轡字砂台地先、田 82㎡であります。本小轡の★★さんが落札して駐車場用地としようとする申請です。申請理由としましては、申請者は現在車を2台所有しておりますが自宅駐車場が1台分しかなく、また息子夫婦の子どもを預かることが頻繁にあるため送迎用の駐車場が必要で、近隣に貸し駐車場等も無いことから、自宅に近い申請地を駐車場としこれらの不便さを解消したいためとのことであります。計画としましては全面を砂利敷きとし駐車場3台分とする計画です。排水は雨水のみで敷地内で浸透させる計画です。また、申請地西側には両総用水が流れておりますが、雨水のオーバーフロー分の流入については排水同意等は不要とのことで事務局から両総土地改良区に確認済みです。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

事務局の説明が終わりました。小委員会の説明をお願いします。

第2
小委員長

小委員会では、許可相当という結論に至っております。

会長

この案件については、現調をしております。★★委員いかがですか。

★★委員

あくまで適格者証明でありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長

★★委員いかがですか。

★★委員

これはあくまで公売でありますので許可相当でよろしいかと思えます。

会長

38号議案については、許可相当でよろしいですか。(異議なしの声)

それでは許可相当ということで決定いたします。

次に、農地法第5条の規定による許可後の計画変更について審議します。

事務局より説明をお願いします。

それでは農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてご説明いたします。それでは40号議案です。申請地は長尾字清網地先、田 517㎡、仮換地地番ゆたか土地区画整理事業7街区地先、面積298㎡であります。鋸南町の★★さんが東京都の★★さん外2名より土地を買い受けて専用住宅用地とする申請です。なお、当初計画は平成23年3月15日付けで貸家及び専用住宅用地として許可がなされております。

計画の変更理由としましては、当初計画者は当時不動産会社との委託契約により、建物建築から売却までを依頼する形で土地を購入し、貸家及び専用住宅用地として転用許可を受けましたが、その後不動産会社の諸事情により計画が進まず、また会社も倒産してしまったため事業計画が滞っていたところ、今回の譲受人よりこの土地を購入し専用住宅としたいとの希望があったためとのことです。

土地選定理由としましては妻の実家にも近く、交通及び買い物等に便利なためとのことであります。計画としましては、木造・2階建て・専用住宅建築面積99.37㎡が一棟であります。排水は南側公共下水へ接続する計画であります。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はありません。

次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内であるので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地であります。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして21号議案です。追加の訂正資料をご覧ください。申請地は小林字西ノ前地先、畑995㎡と一体で利用する宅地が28.74㎡であります。上茂原の★★さんが太陽光発電システム用地とする申請です。なお、当初計画は昭和49年1月24日付けで建売住宅用地として許可がなされております。申請理由としましては、申請地は所有地の中でも日当たりが良く太陽光発電に適しているためとのことあります。計画としては、太陽光パネル240枚です。1枚のパネルの大きさは約164センチ×99センチで、パネルの集合体を9カ所設置する計画であります。隣接は3名から同意を得ております。他法令の申請はありません。排水は雨水のみで敷地内浸透です。また、4月27日付けで★★に対して説明をおこなって同意を得ております。

次に転用許可基準であります。立地基準につきましては、申請地は用途地域内であるので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地です。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長

小委員会の報告をお願いします。

第2
小委員長

第40号・21号両議案とも許可相当という結論に至っております。

会長

それでは審議に入りますが、40号・21号議案ともにいずれも区画整理施行区域内の申請でありますので、小委員会の報告通り許可相当でよろしいかと思っておりますがいかがですか。(異議なしの声) それではいずれも許可相当ということに決定します。

以上で議案関係は終わりました。次に報告に入ります。

次の事案を報告

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・軽微な農地改良の届出について
- ・農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- ・その他

以上で本日の総会を終了します。御苦労さまでした。